



414
A 254
15



第三十九号

内務卿殿

長崎縣令

當地ニ兵ナク又軍艦モナシ居當地ト出納
寮ノ保護ニ懸念アリ且お國交際上ニ
付テモ 穂カナス 若シ事アラハ 我政府ノ失体
ナラン 自今テ 福岡分官ヲ 長崎一市移シアリ
タシ 至急 指令 ヲ 下ス

十一月二十時十五分發

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈



